2020 年○○ 月○○ 日

電子発行した計量証明書の写し（印刷物）の取扱いについて

株式会社 ○○○

平素は環境分析等で大変お世話になっております。環境計量証明事業者の株式会社○○○です。

弊社では、2020 年○ 月から“計量証明書の電子による発行（本文中、e-計量）”を行うことになりました。

計量証明書の電子発行（e-計量）とは、環境計量証明事業者が計量証明書を電子媒体で発行し、分析ご依頼者（本文中：第１ユーザー）のＰＣ等へ電子媒体として納品するものです。

従前、計量法において計量証明書は「計量士による押印を行う」と定義されていたため、紙媒体で計量証明書（原本）を発行する方法のみと考えられておりました。（注：計量証明書をカラーのPDFで送付しても、それは、写しの納品であり、原本の納品ではありません）

一方、各種書類の電子化の流れを受け、経済産業省知的基盤課計量行政室と一般社団法人日本環境測定分析協会（日環協）では、計量証明書の電子発行（e-計量）について検討を重ねてまいりました。その結果、日環協から、2015（H27）年10月にe-計量が可能となる「ガイドライン」＊1）を発表いたしました。また、計量行政室も、2016（H28）年2月に「計量法関係法令の解釈運用等について」＊2）において、計量証明書の電子発行が可能な旨を明示いたしました。

当該ガイドラインに準じ、計量法並びに電子署名法の要求事項を網羅的に担保する計量証明書の電子発行サービス（現行、JEDAC＊3）の「e-計量」サービス＊4）のみ対応）を用いて、計量士の押印に代る「電子署名（タイムスタンプ付き）」が付加された計量証明書を電子発行し、環境計量証明事業者から第1ユーザーへの計量証明書の電子納品（EDD）＊5）を行うことが可能となりました。

また、行政もデジタル化を加速する方針から、この「e-計量」サービスに関しては、内閣官房IT 総合戦略室のHP に「民‐民手続におけるデジタル化の取組」＊6）の事例として掲載されています。

なお、e-計量において計量証明書の原本（電子データ）は、電子媒体（内容確認はPC等の 画面上で行う）としてのみ存在します。従いまして、貴課（本文中：第2ユーザー）が、第1ユーザーからメール等で転送された電子データを受け取る場合、貴課PCに直接、計量証明書の原本が転送されることとなります。

e-計量の場合は、原本（電子データ）のコピーもまた原本です。つまり、e-計量で発行された計量証明書の原本（電子データ）は、転送（メール添付）、ダウンロード（サーバー等からの）あるいはCD等の電子媒体によって、原本（電子データ）の授受ができます。この点についても計量行政室において確認済みです。

ただし、第1ユーザーに電子納品された計量証明書を貴課が紙媒体での納付を要求される場合~~は~~、第1ユーザーは、原本（電子データ）の印刷機能を利用して印刷物を写しとして提出することになります。

e-計量の場合、計量証明書に環境計量士の印鑑の印影はありません。計量証明書が「電子で納品されたものを印刷したものである」ことが、第2ユーザーに分かるように、印刷した写しのヘッダには、計量士、所属機関等と「e-計量」サービスの提供機関（JEDAC）の情報が印字されており、その情報で原本に遡及できるため、当該印刷物を計量証明書の「写し」として使用することが可能であると計量行政室より判断をいただいております。

今後、計量証明書の電子発行（e-計量）の普及に伴い、第1ユーザーに電子納品された計量証明書を第2ユーザー（第3ユーザー以降も同じ）が紙媒体として要求される場合は、第2ユーザーに、各種情報が印刷された「写し」の納品物が提供されることとなります。

以上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞

　株式会社○○○

　住所：

　TEL：

　e-mail:

[注記]

＊1）ガイドライン：計量証明事業における計量結果の電子交付の運用基準(H27年10月；日環協)

<https://www.jemca.or.jp/2019/01/15746/>

＊2）計量法関係法令の解釈運用等について(H28年3月;計量行政室)

<https://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa26.pdf>

＊3）JEDAC：一般社団法人日本EDD 認証推進協議会

<https://jedac.jp/>

＊4）「e-計量」サービス（JEDAC提供）

<https://jedac.jp/contents/e-keiryo.html>

＊5）電子納品：Electronic Data Deliverables　(EDD）

＊6）「民‐民手続におけるデジタル化の取組」（H30年3月30日；内閣官房IT総合戦略室）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/densi/dai33/siryou2-2.pdf>